

<報道発表資料>
(経済同時)

令和8年10月1日

市民生活と観光の調和推進プロジェクトチーム

〔京都市産業観光局観光MICE推進室〕

(公社)京都市観光協会企画推進課

「KYOTO TOURISTSHIP」

(旅する人も、住む人も、心地よい京都へ)の開始

～観光マナー啓発～

京都市及び(公社)京都市観光協会では、関係機関との連携の下、市民生活と調和・両立した、持続可能な京都観光の実現に向けた取組を進めています。

観光マナーの周知・啓発について、京都市に多くの観光客の来訪が見込まれる秋の観光シーズンを起点に、「ツーリストシップ」(※)という言葉を用いて内容や手法を刷新し、旅先の暮らしや文化に心を寄せ、地域とともに旅を楽しむ心構えが観光客に届くような観光マナーの周知・啓発を実施します。

※ ツーリストシップとは、観光客が、旅先に配慮・貢献しながら交流を楽しむ姿勢やその行動を指す。京都を拠点とする一般社団法人ツーリストシップが提唱する言葉で、「京都観光行動基準」(京都観光モラル)で観光客向けに示している理念と同一の趣旨。

1. KYOTO-TOURISTSHIP 専用ウェブサイトの開設



専用ウェブサイトのトップページ(左:PC、右:スマートフォン)【イメージ】

● 概要

旅する人も、住む人も、心地よい京都のため、観光客が旅先の暮らしや文化に心を寄せ、地域とともに旅を楽しむ心構え、京都を楽しく心地よく旅するために知っておきたい観光マナー（旅のふるまい）を、イラストを用いて紹介。サイト上に、「KYOTO TOURISTSHIP」の趣旨への賛同を表明できる仕組みを構築し、賛同者数を表示します。

また、観光マナーの理解を深めていただくためのクイズ（ランダム形式で3問）を実施し、参加者にはもちろん京都限定壁紙（PC・スマートフォン用）、抽選で4組8名様に市内ホテルペア宿泊券をプレゼントします。

● 掲載している観光マナー

- ・ ウェブサイト開設時点で17項目の観光マナーを掲載し、各項目には、分かりやすい説明に加えて、関連ウェブサイトへのリンクを掲載
- ・ 観光マナーに関する質問・相談用にお問合わせ先を掲載（日本語版のみ）

<掲載項目>

路上喫煙しない（◇）、ポイ捨てしない（◇）、芸妓・舞妓を呼び止めない（◇）、禁止されるところで写真は撮らない（◇）、踏切に入って写真撮影しない（◇◆）、子どもを許可なく撮影しない（◆）、道路に広がらない（◇）、私有地への立ち入りや民家前等で座り込みをしない（◆）、文化施設や古い建物を大切に扱う（◇）、落書きや傷つける行為をしない（◇◆）、桜や植物を折らない・ちぎらない（◇◆）、静かに京都を楽しもう、手ぶら観光を楽しもう、人混みを避けよう、自転車マナーを守ろう（◇◆）、食べ歩きは控えよう、白タク、違法ハイヤーに乗らない（◆）

◇ マナーを違反した際に、罰則の対象となる場合があることを明記

◆ 新規掲載項目（これまで活用してきた観光マナー啓発ツールである「京都まちけっと」、「MIND YOUR MANNERS」等には掲載していない項目）



特設ウェブサイト上の観光マナーの説明【イメージ】

- 対応言語
日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）
- 公開日
令和8年10月1日（木）
- URL（日本語）
<https://promise.kyoto.travel/ja>



2. 紙媒体による周知

(1) 京都観光マップの作成・配布

● 概要

「京都観光マップ」（折り畳み式でB6サイズ。）について、表面を観光マナー啓発、裏面を市内の地図（昨年度までは両面ともに市内の地図を掲載）として、専用ウェブサイトと同様のデザインで作成・配布します。



表面（観光マナー啓発）【イメージ】



裏面（市内地図）【イメージ】

- 対応言語
日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）
- 配布開始日及び配布場所
令和8年10月1日（木）から、京都観光総合案内所（京なび）等で配布
今後、各種イベント等での配布も予定



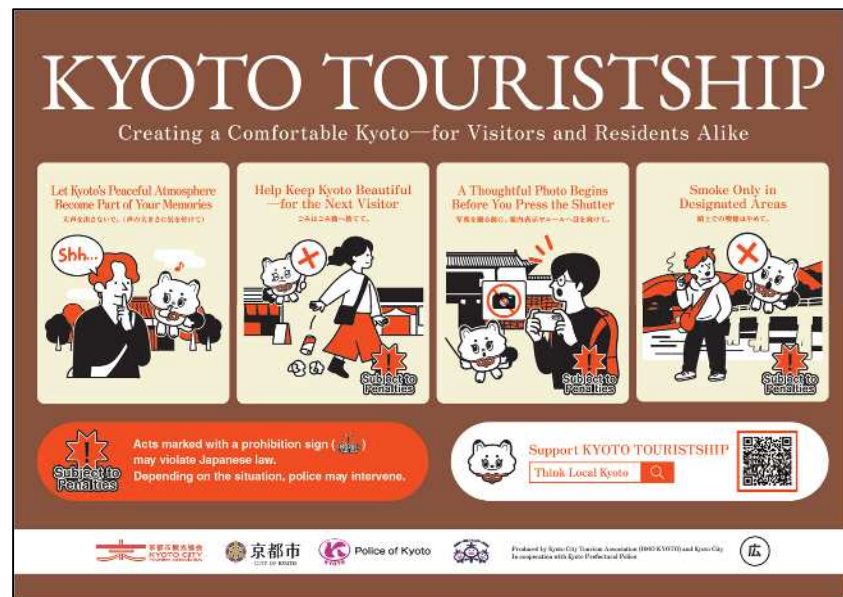
京都市
CITY OF KYOTO



(2) ポスター及びチラシ等

専用ウェブサイトと同様のデザインで、ポスター（B3サイズ）、チラシ（A4サイズ）、葉書サイズ及び名刺サイズの啓発物を作成します。ポスターについては、12月1日（火）から15日（火）までの間、市政広報版に掲示します。

また、作成する啓発物については、どなたでも活用していただけるよう専用ウェブサイト上からダウンロードできるよう専用ウェブサイトを更新予定です。



ポスター（B3サイズ）【イメージ】



左：チラシ（A4サイズ）、右上：葉書サイズ、右下：名刺サイズ【イメージ】

3. デジタル媒体による周知

(1) ウェブ広告・デジタルサイネージ

専用ウェブサイトへのアクセスを増やすため、ウェブ広告を掲載するほか、地下鉄京都駅・烏丸御池駅や京都ポルタ等で専用ウェブサイトへのアクセスを促す広告を掲載します（順次実施）。



京都市
CITY OF KYOTO



(2) ショート動画との連携

観光庁の「オーバーツーリズムの未然防止・抑制をはじめとする観光地の面的受入環境整備促進事業」を活用し、旅先の暮らしや文化に心を寄せ、地域とともに旅を楽しむ心構えについて、数十秒で内容を理解できるショート動画を制作します。若年層・知的な好奇心が高い層、旅マエ・旅ナカなどターゲットごとに、5本制作（1本は、インフルエンサーを活用して制作）、SNSで発信します。

各動画の最後に、「KYOTO TOURISTSHIP」への賛同を表明できる仕組みを搭載し、専用ウェブサイトへのアクセスを促します。動画は、（公社）京都市観光協会の公式アカウント（Instagram、RED）から発信予定（10月中旬頃から順次、発信予定）。



ショート動画【イメージ】

(3) デジタルマップとの連携

観光スポット情報、混雑状況カメラ等を発信する京都観光デジタルマップ（通称「京スマ」）及び京都駅構内のコインロッカーの位置や満空情報、手ぶら観光サービス窓口等を発信する京都駅デジタルマップ（通称「駅スマ」）において、専用ウェブサイトへのアクセスを促すためのアイコンを掲載します。



「京スマ」から専用ウェブサイトへの遷移【イメージ】

4. 他の機関との連携による周知

(1) 日本政府観光局や国内ツアーオペレーター事業者等との連携

旅マエの周知として、日本政府観光局（J N T O）の本部及び海外事務所を通じて、現地旅行会社等に対し、前掲のS N S投稿等を展開します。

また、国内のツアーオペレーター事業者等に対し、前掲の紙媒体の啓発物（チラシ等）を活用して、ガイドや旅行者に KYOTO TOURISTSHIP を周知いただくよう要請文を発出します。（いずれも10月上旬から順次実施予定。）

(2) 一般社団法人ツーリストシップとの連携

本市では、これまでから一般社団法人ツーリストシップが実施する「旅先クイズ会」等の取組と連携してきました。引き続き、同団体との連携を一層深め、同社が提唱する「旅先への配慮、貢献を通じて、交流を楽しむ姿勢やその行動」を表す「ツーリストシップ」という分かりやすい言葉を用いた情報発信を実施します。



「旅先クイズ会」の様子（一般社団法人ツーリストシップから提供）

5. 参考：地域別の取組

(1) 東山地域：東山「観光・環境・交通」協力会議と連携した取組

京都市の補助制度（「地域と連携した市民生活と観光の調和推進事業補助制度」）を活用し、東山エリアの主要な交差点に交通誘導員を配置します。

(2) 東山地域：桝屋町親交会と連携した取組

令和7年秋以降、京都市の補助制度を活用し、維新の道と二年坂の交差点に通年でマナー啓発員を配置しており、秋の観光シーズンには増員配置を予定しています。

(3) 祇園地域：マナー啓発員の配置

花見小路通において観光客に対して観光マナー啓発を行う啓発員を配置します。令和8年度からは配置計画を大幅に拡充（年間を通じて配置）しており、秋の観光シーズンには増員配置を予定しています。

(4) 祇園地域：祇園町南側地区協議会と連携した取組

京都市の補助制度を活用し、地域主体の観光マナー周知活動に加えて、新たにシルバー人材センターによるごみ拾いを実施します。

(5) 嵐山地域：嵐山商店街と連携した取組

京都市の補助制度を活用し、長辻通（竹林の小径入口前）にマナー啓発員を配置します。

(6) 伏見稲荷周辺：伏見稲荷周辺の住みよいまちづくり推進協議会と連携した取組

京都市の補助制度を活用し、多言語表示による観光マナー啓発ポスターを制作（9月頃掲出予定）するとともに、シルバー人材センターによる観光客の歩行マナー指導や地域のごみ拾いを実施します。

(7) 伏見稲荷周辺：マナー啓発員の配置

令和8年度から新たに伏見稲荷大社周辺（裏参道交差点付近等）にマナー啓発員を配置しており、秋の観光シーズンには、伏見稲荷大社、鉄道事業者等と連携して、踏切周辺の安全確保と併せてマナー啓発を行います。



マナー啓発員 ((2)関連)



シルバー人材センターによる活動 ((6)関連)

<本件に関するお問合せ>

京都市産業観光局観光M I C E 推進室

電話：075-746-2255

公益社団法人 京都市観光協会（DMO KYOTO）

企画推進課 電話：075-213-0071

【参考】市民生活と観光の調和・両立の推進（令和8年秋の取組）

以下専用ページ内で、令和8年秋の観光シーズンに関する取組（各取組の報道発表資料）をまとめて紹介しております。

U R L : <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000358017.html>

二次元コード：



【参考】宿泊税の使途に係る動画

宿泊税は、観光課題対策にも活用しております。以下専用ページ内で宿泊税の使途を動画でも紹介しておりますので、併せて御覧ください。

U R L : <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000344567.html>

二次元コード：



【参考】観光課題とその対策等に関する御意見の募集

観光課題対策を更に強化・充実させていくにあたり、市民の皆様をはじめとする幅広い方々から、観光課題等に関する御意見を募集しています。

U R L : <https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000353279.html>

二次元コード：

